

幼稚園教育要領における「運動」の取扱いの変遷 —領域「健康」の内容を中心に—

宗野 文俊*

The transition of the dealing with “the exercise” in the Course of Study for Kindergarten —Mainly on the contents of “health”—

Fumitoshi SOUNO*

【要旨】

2012年に文部科学省は「幼児期運動指針」を策定し、幼児期の運動の重要性が認識されてきた一方で、これまでの幼稚園教育要領において「運動」がどのように扱われてきたのかについては明らかにされてこなかった。本稿では、戦後の幼稚園教育要領における「運動」の位置づけを、領域「健康」の内容を中心に、その歴史的変遷をたどることによって、子どもの体力・運動能力についての現代的課題を浮き彫りにすることを試みた。戦後の幼稚園教育要領ではいずれも小学校との接続性が意識されていたのだが、1989年以降の幼稚園教育要領の「内容の取扱い」において、「体を動かすことの楽しさを味わう」「様々な遊び」「十分に体を動かす」「多様な動きを経験する」といった文言が追加されていることから、子どもの運動遊びを通して活動する中で、体力や運動能力の向上の意図が垣間見え、幼児期の体力・運動能力のとらえ方を再検討する必要があることが示唆された。

キーワード：体力・運動能力，多様な動き，楽しい活動，幼小接続

1. はじめに

子どもの体力・運動能力の低下が問題視されて久しいが、近年はその問題の質が変化してきているといわれている。図1は、体力・運動能力調査が開始された1964年から2016年までの11歳児（男子・女子）の「握力」「50m走」「ソフトボール投げ」「反復横跳び」の平均値の変化を示したものである¹⁾。全体的に1980年代をピークにして低下傾向が続いていたが、2000年代中頃以降は「反復横跳び」や「50m走」といった項目は上昇傾向にあり、総合評価も上昇しているといったことなどから、子どもの

体力低下傾向に歯止めが掛かったとされている（文部科学省中央教育審議会，2016c）。

一方で、運動する子とそうでない子の二極化傾向がみられることや、体力水準の高かった1980年代ごろと比較すると依然として低い状況にあることも指摘され、社会の変化に伴う新たな課題に対応した教育の必要性が叫ばれている（文部科学省中央教育審議会，2016c）。また、生涯にわたって、健康を維持し、積極的な学習活動や社会的な活動に取り組み、幼児期に望ましい生活習慣や運動習慣を身に付け、体力を培うことが重要であり、そのためには、幼児

* そうの ふみとし 相模女子大学学芸学部子ども教育学科

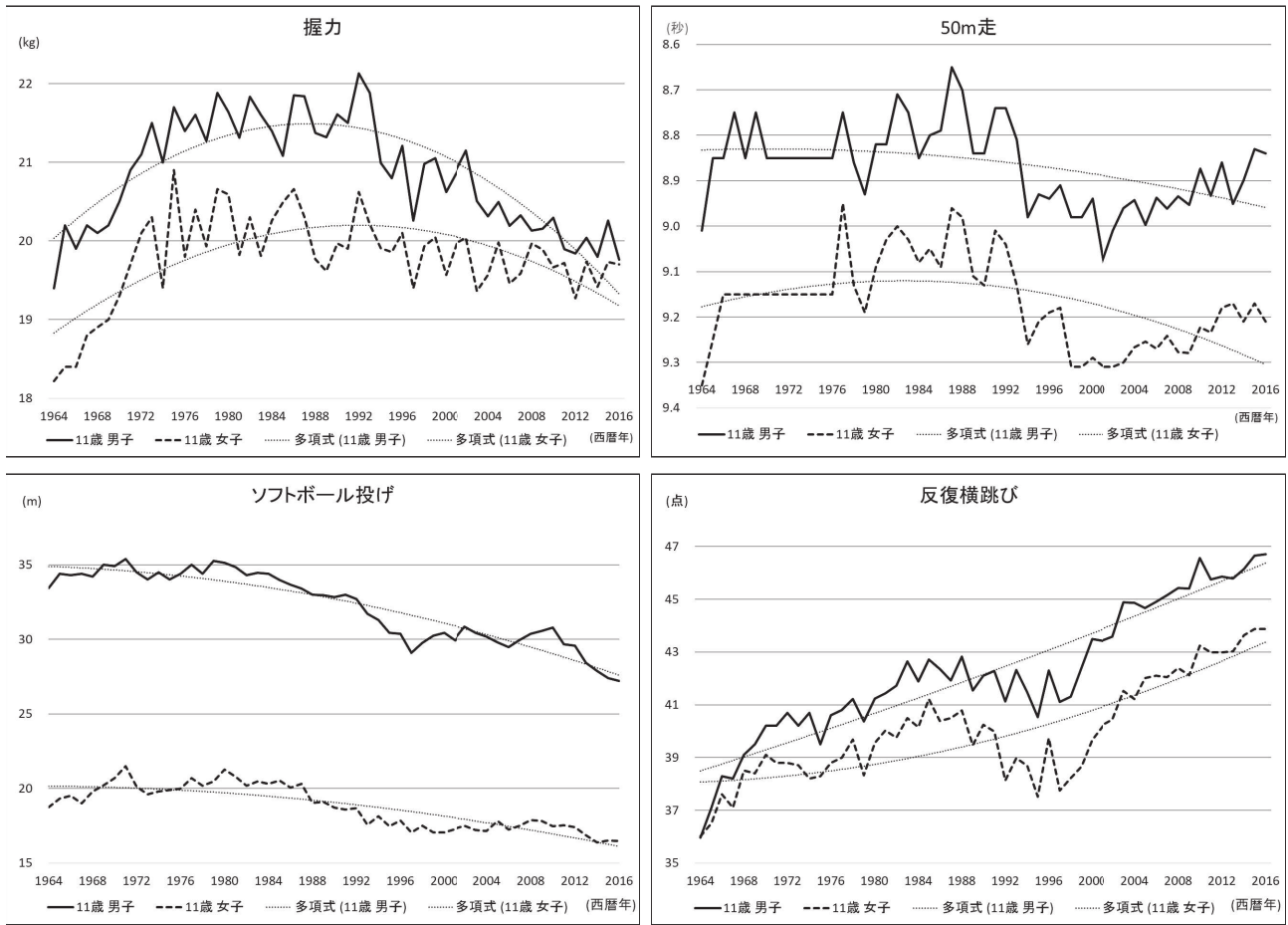


図1 11歳児（男子・女子）の体力診断テスト各項目の推移（1964～2016年）

期における体を動かす機会や環境を充実させることが不可欠であるとされている（文部科学省，2011）。

こうしたことから，2012年に文部科学省は「幼児期運動指針」を策定し，「幼児は様々な遊びを中心に，毎日，合計60分以上，楽しく体を動かすこと」を指針の骨子として掲げた²⁾（文部科学省幼児期運動指針策定委員会，2012）。しかしながら，幼児期の保育・教育内容を示す幼稚園教育要領において，これまで「運動」に関する事項がどのように示され，その取扱いがどのように変化してきたか，明らかにされたものは見当たらない³⁾。

そこで，本稿では，戦後の幼稚園教育要領における「運動」の位置づけを，領域「健康」の内容を中心に，その歴史の変遷をたどることによって，子どもの体力・運動能力についての現代的課題を浮き彫りにすることを目的とした。

そのために，戦後に改訂されてきた幼稚園教育要領の改訂の概要を俯瞰し，領域「健康」の内容，特に「運動」に関する記述の変化に着目し，その変化の背景を含めて考察していきたい。

2. 戦後幼稚園教育要領の変遷

終戦間もない1948年に，国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭・における幼児教育の手引書として，文部省から「保育要領—幼児教育の手引き—（試案）」が刊行された。当時，小・中学校に「学習指導要領」が作成されたのに対し，幼稚園でもこのようなものをと，1947年文部省に「幼児教育内容調査委員会」が設置され，GHQ（連合総司令部）CIE（民間情報教育局）の初等教育担当のヘレン・ヘファナンを中心に倉橋惣三や山下俊郎，文部省の坂元彦太郎が調査委員会に参加して約1年で作成された（早瀬，2017）。

保育要領に示された理念は，児童中心主義であり，「自由あそび」を主軸とする保育実践のすすめであり，これまでの教科ごとの時間割にもとづいた教科中心の保育から，子ども中心の保育方法へと大きな変革をもたらしたものだ（早瀬，2017）。ここでは，保育内容を「楽しい幼児の経験」と題して，「見学」「リズム」「休息」「自由遊び」「音楽」「お話」「絵画」「製作」「自然観察」「ごっこ遊び」「劇遊び」

「人形芝居」「健康保育」「年中行事」の12項目を具体的な活動として示した。

しかし、教育界の新しい改革の波の中で、1952年には中央教育審議会が発足し、学習指導要領の改訂が検討され、幼稚園教育にも小学校教育への準備教育としての考えが強く求められるようになった。そして、小学校の学習指導要領の改訂の影響を受けて幼児教育の保育内容に対して本格的な議論が高まり、系統性と計画性をもった「幼稚園教育要領」が1956年に刊行された。このとき、小学校と同様に「幼稚園学習指導要領」と名称すべきという意見もあったが、幼児期は子どものあそびを中心とした保育内容・方法を示すことが必要であるということから、「幼稚園教育要領」という名称に落ち着いたとされている(早瀬, 2017)。

1956年の幼稚園教育要領では、小学校との一貫性をもたせるように、「健康」「社会」「自然」「言語」「絵画制作」「音楽リズム」の6領域に内容がまとめられ、その目標を達成するために「望ましい経験」を示し、保育・教育指導を計画的・組織的に行うこととした。しかし、6領域の名称は小学校の教科と連動することにつながり、「教科」と「領域」の性格は異なるとしながらも実践現場では教師主導で領域別に指導されるという小学校における教科と類似した保育・教育活動を生み出すことにもつながった(早瀬, 2017)。

このような小学校の教科との混同を踏まえ、1964年に幼稚園教育要領は第一次改訂⁴⁾がなされ、文部大臣告示とされ、教育要領にもとづき教育課程を編成して指導計画を策定するうえでの国の基準として位置づけられるようになった。保育内容は6領域がそのまま維持されたが、教科との混同を避けるために6領域のそれぞれに「望ましいねらい」が提示された(早瀬, 2017)。

1980年代に入って国民の早期教育が過熱し、「一部幼稚園では、本来の幼稚園教育の在り方からみて適当とはいえない教育が行われている実態がある」として、知識・技能中心の教科主義に対する批判があり、1989年に幼稚園教育要領の第二次改訂がなされた。ここでは、「教師主導の保育」から「子ども中心となる保育」への転換、「環境による保育」を基本理念とし、領域も6領域から「健康」「環境」「人間関係」「言葉」「表現」の5領域に改められた。また、内容をより精選したことにより、大幅に大綱化された。この第二次改訂では、これまでの保育観・

教育観を大きく転換するものであったが、実践場面では子ども中心の保育を強調するあまりに教師の援助の方向性が示されず教師は環境を用意して幼児の自発的活動ができる援助者でよいという教師の指導性を否定する動きにつながり、一部には自由放任の保育が出現し、現場の幼稚園でも「指導」か「援助」か、をめぐっての論争が起こっていった(早瀬, 2017)。

このような混乱や社会情勢の変化により、1998年に幼稚園教育要領は第三次改訂が行われた。ここでは、前回の基本姿勢や保育内容は継承しつつも教師の指導性と子どもの主体性のバランスを図ることが位置づけられた。さらに、地域に開かれた幼稚園や家庭との連携、子育て支援の視点が提示され、「教育課程に係る教育時間の終了後の教育(預かり保育)には適正な指導体制を整えることも記載された(早瀬, 2017)。

2006年の教育基本法の改正とそれに伴う2008年の学校教育法の改正を受け、2008年に幼稚園教育要領の第四次改訂が行われた。教育基本法には幼児教育が新たに明記され(第11条)、学校教育法では幼稚園の教育目標が明記される(第22条)ことで、幼児教育の重要性が法的に位置づけられ、幼稚園教育要領もこれらの法律を踏まえたものとして明確に位置づけられるようになった。ここでの改訂では基本的な内容に大きな変化はなく、預かり保育の内容に対する留意点の特記、小学校との連携などが特徴的な改訂となった(早瀬, 2017)。

2017年の幼稚園教育要領の第五次改訂では、小学校との接続性が強化され、幼児教育で育みたい資質能力として「知識・技能の基礎」「思考力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つを、5領域のねらいを相互に関連させながら、遊びを通しての総合的指導により育むことが目指された。そして、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、「健康な心と体」「自立心」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、文字等への関心・態度」「豊かな感性と表現」の10項目を提示し、幼児教育の成果を小学校と共有できるように工夫・改善されることになった(文部科学省中央教育審議会, 2016c)。

1948年の保育要領から戦後の幼稚園教育要領の変遷の概要をまとめると、表1のようになった⁵⁾。いずれも幼児期の保育・教育において、子どもの自

主性や遊びを通した経験など幼児期特有の指導・援助の必要性を示しながら、特に1956年の幼稚園教育要領の刊行からは小学校との接続性が重視されてきた。第五次改訂となる2017年の改訂では、より育むべき具体的な資質・能力が示され、それらにもとづいた評価も求められるようになった。

1948年の保育要領のまえがきでは、「幼児期には幼児特有の世界があり、かけがえのない生活内容が

ある。成人や年長の子供には適当な教育方法であっても、それをそのまま幼児にあてはめることはできない場合が多い。幼児のためには、その特質によくあった適切な教育計画がたてられ、適当な方法をもって注意深く実行されることが必要である」としている。幼稚園教育において小学校段階との接続性が重要であることはいままでもないが、幼児期には児童期以降とは異なる教育方法があることを提起し

表1 幼稚園教育要領などの変遷の概要

改訂年	概要	領域	主な他校種等の改訂
1948(昭和23)年 保育要領 —幼児教育の手引き— (試案)	<ul style="list-style-type: none"> 国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引き(手引書性格の試案) 幼児期の発達の特徴、生活指導、生活環境等について解説 保育内容を「楽しい幼児の経験」として12項目に分けて示す 	見学, リズム, 休息, 自由遊び, 音楽, お話, 絵画, 製作, 自然観察, ごっこ遊び, 健康保育, 年中行事	<ul style="list-style-type: none"> 1947(昭和22)年 学習指導要領一般編(試案) 1951(昭和26)年 学習指導要領一般編(試案)改訂版
1956(昭和31年) 幼稚園教育要領	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園の教育課程の基準としての性格を踏まえた改善 学校教育法に掲げる目的・目標にしたがい、教育内容を「望ましい経験」6領域(健康, 社会, 自然, 言語, 音楽リズム, 絵画製作)として示す 小学校との一貫性を配慮 	健康, 社会, 自然, 言語, 音楽リズム, 絵画製作	<ul style="list-style-type: none"> 1958(昭和33)年 小学校学習指導要領改訂
1964(昭和39)年 幼稚園教育要領 (第一次改訂)	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園の教育課程の基準として確立(初の公示化) 教育内容を精選し、原則として幼稚園終了までに幼児に指導することを「望ましいねらい」として明示 6領域にとらわれない総合的な経験や活動により「ねらい」が達成されるものであることを明示 「指導及び指導計画作成上の留意事項」を示し、幼稚園教育の独自性を一層明確化 	健康, 社会, 自然, 言語, 音楽リズム, 絵画製作	<ul style="list-style-type: none"> 1965(昭和40)年 保育所保育指針制定 1968(昭和43)年 小学校学習指導要領改訂 1977(昭和52)年 小学校学習指導要領改訂
1989(平成元)年 幼稚園教育要領 (第二次改訂)	<ul style="list-style-type: none"> 「幼稚園教育は、幼児期の特徴を踏まえ環境を通して行うものである」ことを「幼稚園教育の基本」として明示 幼稚園生活の全体を通してねらいが総合的に達成されるよう、具体的な教育目標を示す「ねらい」とそれを達成するための教師が指導する「内容」を区別し、その関係を明確化 6領域を5領域(健康, 人間関係, 環境, 言葉, 表現)に再編成し整理 	健康, 人間関係, 環境, 言葉, 表現	<ul style="list-style-type: none"> 1989(平成元)年 小学校学習指導要領改訂 1990(平成2)年 保育所保育指針改定
1998(平成10)年 幼稚園教育要領 (第三次改訂)	<ul style="list-style-type: none"> 教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすべきことを明確化 教育課程を編成する際には、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特徴を踏まえることを明示 各領域の「留意事項」について、その内容の重要性を踏まえ、その名称を「内容の取扱い」に変更 「指導計画作成上の留意事項」に、小学校との連携、子育て支援活動、預かり保育について明示 	健康, 人間関係, 環境, 言葉, 表現	<ul style="list-style-type: none"> 1998(平成10)年 小学校学習指導要領改訂 1999(平成11)年 保育所保育指針改定
2008(平成20)年 幼稚園教育要領 (第四次改訂)	<ul style="list-style-type: none"> 幼小の円滑な連携を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実 幼稚園と家庭の連続性を確保するため、幼児の家庭での生活経験に配慮した指導や保護者の幼児期の教育の理解を深めるための活動を重視 預かり保育の具体的な留意事項を示すとともに、子育ての支援の具体的な活動を例示 	健康, 人間関係, 環境, 言葉, 表現	<ul style="list-style-type: none"> 2008(平成20)年 小学校学習指導要領改訂 保育所保育指針改定 2014(平成29)年 幼保連携型認定こども園教育・保育要領制定
2017(平成29)年 幼稚園教育要領 (第五次改訂)	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育で育みたい資質・能力として、「知識・技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」の三つを記載 自己制御や自尊心などのいわゆる非認知的能力の育成など、現代的な課題を踏まえた教育内容の見直しを図るとともに、預かり保育や子育て支援も充実 これらのことを踏まえ、5歳児修了までに育てほしい具体的な姿を明確にし、幼児教育の学びの成果が小学校と共有されるよう工夫・改善 健康な心と体 自立心 協同性 道徳性・規範意識の芽生え 社会生活との関わり 思考力の芽生え 自然との関わり・生命尊重 数量・図形, 文字等への関心・感覚 豊かな感性と表現 	健康, 人間関係, 環境, 言葉, 表現	<ul style="list-style-type: none"> 2017(平成29)年 小学校学習指導要領改訂 保育所保育指針改定 幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂

ており、現代の幼児教育における重要な観点を示唆していると考えられる。

3. 領域「健康」における「運動」の取扱いの変遷

1948年の保育要領において、「運動」に関して直接的に言及しているのは、「保育内容—楽しい幼児の経験」の12項目の一つである「健康保育」の項目で取り上げられている。ここでは、「運動」について、「幼児の健康を保ち、十分な発達をとげさせるためには、生活全般にわたる細かい配慮が必要である」としたうえで、以下のように述べられている（文部省、1948）。

子供がじっとしている場合は、何か身体的に異常があるものと考えてよいくらい、健康な子供はよく運動する。筋肉は適当に使い、適当に休ませることによって強くなる。とんだりはねたりし、ジャングルジムに登ったりぶらさがったりし、ブランコに乗り、すべり台ですべって、からだじゅうの筋肉を動かす。幼児期のこの時期はことに全身の大きな筋肉を動かす運動が必要である。全身で持ち運ぶような箱積み木、からだじゅうで動かす重い車、いずれもこのような目的にかなった遊具である。

また、過度の運動は子どもに悪影響を与えるとして、運動後に適切な休息の必要性も示した。そして、運動場や遊具などを図にして示すなど、具体的な活動をやりやすいように記載した。戦後直後で物資も乏しく幼児教育への理解も十分でない中、幼児期の「運動」の重要を示していると思われる。

1956年の幼稚園教育要領では、「望ましい経験」として「1. 健康生活のための良い習慣をつける」における「運動」の項目で、「なるべく戸外で遊ぶ」「日光にあたる」「炎天下では帽子をかぶる」「炎天下や寒いところで、長遊びをしない」を提示した。また、「2. いろいろな運動遊びをする」では、具体的な9つの運動遊びを示した。

1964年の第一次改訂では、「2. いろいろな運動に興味をもち、進んで行なうようになる」において、具体的な7つの運動遊びと運動に関する知識や興味関心、ルールやマナーについて示した。ここでは、運動遊びそのものだけでなく、それを行う上で身に付けてほしい規範や行動を示していることは注目すべき点である。

1956年と1964年の幼稚園教育要領における領域「健康」の内容を表2に示した。これら幼稚園教育要領では、運動遊びを具体的に提示していることが特徴的である。このことは、実践場面では具体的にを行う内容が明確になって分かりやすい半面、特に第一次改訂では文部省告示となったことも相まって、これらの具体的な運動遊びがやらなければならない内容としてとらえられる可能性も否めないものであった。

1989年の第二次改訂では、内容を精選して大綱化されたことによって、具体的な運動遊びについては提示されなくなった。領域「健康」の目標として、「健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う」ことが掲げられ、身体だけでなく心の健康を育むことの必要性が示された。「運動」に関する直接的な事項については、「1 ねらい」で「(2)自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする」と明示し、さらには「2 内容」で「(2)いろいろな遊びの中で十分に体を動かす」「(4)様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む」、「3 留意事項」で「(2)生活の中で興味や関心、能力に応じて全身を使って様々な活動に取り組むことにより、体を動かすことの楽しさを味わい自分の体を大切にしようとする気持ちが育つように」し、「その際、幼児の生活と遊離した特定の運動に偏った指導を行わないこと」が示された。ここでは、運動することの「楽しさ」が明示され、楽しく活動する中で様々な運動に取り組むことの重要性について初めて言及されることになった⁶⁾。

1998年の第三次改訂では、「3 内容の取扱い」において、(2)に「様々な遊びの中で」という文言が追加され、「(3)自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外に向くように」し、「その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること」が示された。ここでは、幼児期の運動遊びの意義や環境設定について言及がなされるようになった。

2008年の第四次改訂では、「3 内容の取扱い」において、(1)に「十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること」といった文言が追加された。ここでは、幼児が自主的かつ意欲的に活動ができるように環境設定することの必要性が示された。

2017年の第五次改訂では、「3 内容の取扱い」

において、(3)に「多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること」という文言が追加された。これは、これまでの子どもの運動に対する意欲や楽しさを体験させるといったように、運動遊びの活動についてではなく、運動遊びをしたことによって子どもが「体の動きを調整すること」ができるようになるという結果が求められているとら

えることができる。

1989年の第二次改訂から2017年の第五次改訂の幼稚園教育要領における領域「健康」の内容を表3に示した。1989年の第二次改訂以降、「運動」の内容は具体的な活動で示されることはなくなり、抽象的な表現で「運動」の内容が示されるようになった。また、「ねらい」や「内容」についても、基本的に

表2 領域「健康」の内容（1956・1964年幼稚園教育要領）

1956（昭和31）年	1964（昭和39）年
<p>(1) 幼児の発達上の特質</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全身を使う運動が多い。 ○小さい筋肉や関節もしだいに発達してくるが、運動はまだ不器用である。 ○骨がしだいにかたさを増してくる。 ○目と手の協応動作ができるようになる。 ○距離感がうすい。 ○自分で疲労と休養の調節をすることがむずかしい。 ○病気に対する抵抗力が弱い。 ○危険に気づかないで、楽しむことに夢中になる。 ○たべ物の好ききらいをする。 <p>(2) 望ましい経験</p> <p>1. 健康生活のためのよい習慣をつける。</p> <p>清潔〈省略〉</p> <p>食事〈省略〉</p> <p>排便〈省略〉</p> <p>衣服〈省略〉</p> <p>運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○なるべく戸外で遊ぶ。 ○日光にあたる。 ○炎天下では帽子をかぶる。 ○炎天下や寒いところで、長遊びをしない。 <p>休息</p> <ul style="list-style-type: none"> ○疲れたら休む。 ○運動や食事のあと静かに休む。 ○楽な姿勢で休む。 ○休む時は静かにする。 ○午睡するときは、早く静かになる。 ○午睡時間中、便所に行かないでもいいようにする。 <p>2. いろいろな運動遊びをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○元気にかけたり、とんだり、はねたりする。 ○いろいろな形で歩いたり、走ったり、とんだりする。 ○すべり台・ぶらんこ・低鉄棒・ジャングルジム・砂遊場・固定園木などで遊ぶ。 ○箱車などの乗物で遊ぶ。 ○なわとび・たまなげ・雪遊び・鬼遊びなどをやる。 ○鈴わり・綱引き・たまなげなど、簡単なゲームをする。 ○かけっこ・まりなげその他いろいろな競争をする。 ○歌や曲に合わせて律動的に動く。 ○正しい姿勢で、歩いたり腰掛けたりする。 <p>3. 伝染病その他の病気にかからないようにする。</p> <p>〈省略〉</p> <p>4. 設備や用具をたいせつに扱い、じょうずに使う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運動の設備や用具の使い方を守る。 ○いろいろな遊具をいためないように使う。 ○いろいろな遊具を分け合って使う。 ○使用した用具や遊具は、きめられたとおり始末する。 <p>5. けがをしないようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危害を与える動物などに近寄らない。 ○遊び場や遊び方のきまりを守って危険を防ぐ。 ○ガラスの破片やこわれた道具など危険なものがあったら、おとなに知らせる。 ○はさみやのこぎりなどの危険を伴う用具は、きまりを守って使う。 ○交通のきまりを守って歩く。 ○乗物には、順番を守って乗ったりおりたりする。 ○火事や地震のときは、教師のさしずみに従い、静かに早く安全な場所へ移る。 ○きり傷やかすり傷など、けがをしたら、すぐに手当てを受ける。 	<p>1 健康な生活に必要な習慣や態度を身につける。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体、衣服、持ち物、身近な場所などを清潔にする。 (2) 不潔なものを口に入れず、ハンカチ、手ぬぐいなどは自分のものを使う。 (3) 食事のしかたを身につけ、食べ物の好ききらいをしない。 (4) 便所をじょうずに使う。 (5) 健康診断、予防接種、病気やけがの治療をいやがらずに受ける。 (6) 伝染病やその他の病気について関心をもつ。 (7) 適切な服装で遊びや仕事をする。 (8) なるべく戸外で遊ぶ。 (9) 姿勢を正しくする。 (10) 休息のしかたがわかり、運動や食事のあとは静かに休む。 <p>2 いろいろな運動に興味をもち、進んで行なうようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) いろいろな方法で、歩く、走る、とぶなどの運動をして遊ぶ。 (2) いろいろな方法で、投げる、押す、引く、あるいはころがるなどの運動をして遊ぶ。 (3) かけっこ、とびっこ、ならびっこなどをして遊ぶ。 (4) 鬼遊びなど集団的な遊びをする。 (5) すべり台、ぶらんこなどで遊ぶ。 (6) ボール、綱、箱車などを使って遊ぶ。 (7) のびのびとリズムカルに運動する。 (8) いろいろな運動器具の使い方を知り、くふうして使い、また、あとかたづけをする。 (9) だれとでも仲よくし、きまりを守って遊ぶ。 <p>3 安全な生活に必要な習慣や態度を身につける。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) けがをしないよう気をつける。 (2) 安全に気をつけて遊具や用具を使う。 (3) 危険なものに近寄りたり、危険な場所で遊んだりしない。 (4) 交通の規則を守る。 (5) 災害など非常のときに、先生のさしずみに従って行動する。 <p>上記の指導にあたっては、次のことを留意する必要がある。</p> <p>ア 1に関する事項の指導にあたっては、常に家庭と連絡を密にし、幼児の年齢や発達の程度に応じて、季節や時期などを考慮し、適切な機会をとらえて健康な生活に必要な基礎的な習慣や態度をくりかえして指導し、しだいに身につけさせようとする。さらに、自分の身体をたいせつにし、進んで健康を増進しようとする意欲をもたせ、社会の領域に示す事項などとあわせて、公衆衛生についての関心をよび起こすように努めること。なお、1の(6)の指導にあたっては、手洗いやうがいなど日常の身近なことを実践させるとともに、視聴覚教材などの利用によって、伝染病やその他の病気の予防のしかたなどについて気づかせるようにすること。</p> <p>イ 2に関する事項の指導にあたっては、幼児の興味や能力に応じ、地域や季節などを考慮して、いろいろな種類の運動をのびのびと積極的に行わせ、身体諸機能の調和的発達を促すとともに、運動能力を高め、また、社会生活に必要な態度の芽生えをもつちかうようにすること。</p> <p>ウ 1および2に関する事項の指導にあたっては、幼児の経験や活動がいずれか一方にかたよることのないようにすること。</p> <p>エ 3に関する事項の指導にあたっては、日常生活において適切な機会をとらえてくり返し指導し、危険を避け、安全を守る習慣や態度、特に交通安全の習慣を身につけるようにすること。</p>

表3 領域「健康」の内容(1989・1998・2008・2017年幼稚園教育要領)

	1989(平成元)年	1998(平成10)年	2008(平成20)年	2017(平成29)年
〔目標〕	この領域は、健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う観点から示したものである。	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
ねらい	1 ねらい (1)明るく伸び伸びと行動し充実感を味わう。 (2)自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 (3)健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。	1 ねらい (1)明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 (2)自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 (3)健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。	1 ねらい (1)明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 (2)自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 (3)健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。	1 ねらい (1)明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 (2)自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。 (3)健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。
内容	2 内容 (1)先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。 (2)いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。 (3)進んで戸外で遊ぶ。 (4)様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。 (5)健康な生活のリズムを身に付ける。 (6)身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする。 (7)幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整える。 (8)自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。 (9)危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。 3 留意事項 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。 (1)心と体の健康は相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうなどを基盤として、心と体の健全な発達を促す。 (2)生活の中で興味や関心、能力に応じて全身を使って様々な活動に取り組むことにより、体を動かすことの楽しさを味わい、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、幼児の生活と遊離した特定の運動に偏った指導を行わないようにすること。	2 内容 (1)先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。 (2)いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。 (3)進んで戸外で遊ぶ。 (4)様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。 (5)健康な生活のリズムを身に付ける。 (6)身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄など生活に必要な活動を自分でする。 (7)幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整える。 (8)自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。 (9)危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。 3 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。 (1)心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、 <u>しなやかな心と体の発達を促すこと。</u> (2)様々な遊びの中で、 <u>幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。</u> (3) <u>自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。</u> (4) <u>健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の表情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。</u> (5)基本的な生活習慣の形成に当たっては、 <u>幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とのかかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。</u>	2 内容 (1)先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。 (2)いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。 (3)進んで戸外で遊ぶ。 (4)様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。 (5)先生や友達と食べることを楽しむ。 (6)健康な生活のリズムを身に付ける。 (7)身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。 (8)幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。 (9)自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。 (10)危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。 3 内容の取扱い 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。 (1)心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、 <u>しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体感し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。</u> (2)様々な遊びの中で、 <u>幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するよう</u> にすること。 (3) <u>自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外に向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。</u> (4)健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、 <u>幼児の食生活の表情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。</u> (5)基本的な生活習慣の形成に当たっては、 <u>家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とのかかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。</u> 【第3章 第1 2(1)】安全に関する指導は、 <u>安全に関する指導は、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や物事などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けて通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。</u>	2 内容 (1)先生や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。 (2)いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。 (3)進んで戸外で遊ぶ。 (4)様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。 (5)先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。 (6)健康な生活のリズムを身に付ける。 (7)身の回りを清潔にし、衣服の着脱、食事、排泄などの生活に必要な活動を自分でする。 (8)幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。 (9)自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。 (10)危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。 3 留意事項 上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。 (1)心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、 <u>しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体感し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。</u> (2)様々な遊びの中で、 <u>幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。その際、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するよう</u> にすること。 (3) <u>自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外に向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。</u> (4)健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、 <u>幼児の食生活の表情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。</u> (5)基本的な生活習慣の形成に当たっては、 <u>家庭での生活経験に配慮し、幼児の自立心を育て、幼児が他の幼児とのかかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しをもって行動できるようにすること。</u> (6)安全に関する指導は、 <u>情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や物事などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けて通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。</u>

(追加や修正等がなされた条文については、筆者が下線を付した。)

従前のものを踏襲して文言の追加や修正は最低限にとどめている一方で、「内容の取扱い」において改訂ごとに「内容」を補完するように項目や条文の追加がなされている。

先述のように、1989年の第二次改訂の幼稚園教育要領は、「教師主導の保育」から「子ども中心となる保育」への転換、「環境による保育」を基本理念とした保育観・教育観の転換がなされたのだが、内容が精選されて大綱化されたために具体的な活動が明示されなくなった。そのため、幼稚園教育要領のねらいや内容を達成するための具体的な活動とその指導計画は教師や保育者の裁量に委ねられるようになった一方で、「内容の取扱い」において、「体を動かすことの楽しさを味わう」（1989年）、「様々な遊び」（1998年）、「十分に体を動かす」（2008年）、「多様な動きを経験する」（2017年）といった文言が追加されていっていることから、子どもの運動遊びを通して活動する中で、体力や運動能力の向上の意図が見えてくるように思われる。特に、2017年の第五次改訂において、「多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること」と示されたことで、子どもの運動遊びの活動を経験させることよりも、その活動を通して身体の調整力を養うことを結果として求められ、そのための内容と方法における拘束性を生み出すことになるのではないかと考えられる。

4. 幼児期の「運動」の重要性と課題

「幼児期運動指針」では、「幼児は様々な遊びを中心に、毎日、合計60分以上、楽しく体を動かすこと」を指針の骨子とし、幼児期の運動の意義として、①体力・運動能力の向上、②健康的な体の育成、③意欲的な心の育成、④社会的適応力の発達、⑤認知能力の発達、の5つをあげている（文部科学省幼児期運動指針策定委員会、2012）。これらを示す根拠としていることは、外遊びの時間が多い幼児ほど体力が高い傾向にあるが、4割を超える幼児の外遊びをする時間が一日1時間（60分）未満であることから、多くの幼児が体を動かす実現可能な時間として、「毎日、合計60分以上」を目安と示したように、文部科学省による幼児の運動に関するさまざまな調査研究にもとづいたものである（文部科学省、2011）。

ここでは、幼児の体力・運動能力調査（テスト）の結果から、得点の高い幼児と得点の低い幼児をさまざまな観点から比較・検討することで、幼児期の

体力・運動能力に関する課題を明らかにしようとしたものである。幼児期における運動への取り組みが、のちの児童期や青年期、さらには成人期の運動習慣と相関があることが明らかになるなど、多くの示唆を与えるものであった。その一方で、幼児期においても体力・運動能力の向上を企図することの重要性が示され、さらにはそれらを判断するためのテスト項目も提示されることで、様々な測定項目の数値によって体力や運動能力が評価されることが可能になった。このことは、「幼児期の運動は、一人一人の幼児の興味や生活経験に応じた遊びの中で、幼児自らが体を動かす楽しさや心地よさを実感することが大切であることから、幼児が自発的に体を動かして遊ぶ機会を十分に保障することが重要である」（文部科学省幼児期運動指針策定委員会、2012）としながら、第五次改訂で示された「多様な動き」を幼児の自発的な遊びとかけ離れた体力・運動能力調査のテスト項目の数値で評価してしまう恐れがあると考えられる。

戦後の幼稚園教育要領（1948年の保育要領を含む）においては、体力や運動能力について直接的な言及はなかった。しかしながら、2017年の第五次改訂で「多様な動きを経験する中で、体の動きを調整すること」が示されたことによって、幼児期での体力・運動能力の向上を企図されるようになったと考えられる。

日本の体育・スポーツにおいて「体力」がどのように語られてきたのか、「学習指導要領」「新聞記事」「体育・スポーツ関連法」のそれぞれにおける「体力」のとらえ方についての研究を行った小坂（2014）によると、これらの中で「体力」そのものが論じられるのではなく、体力・運動能力テストにおいて測定された「体力（数値）」が問題として取り扱われてきたと指摘している。体力・運動能力調査で示される数値が子どもの体力を判断する絶対的な指標であるかどうか論じられることはなく、そのような中で子どもたちの体力の問題が語られていることを明らかにしている。そして、「子どもの活動において『体力』がどのような意味をもつものなのか再度見つめ直す必要がある」とし、「数値としてあらわされる『体力』は比較され、優劣がつけられてしまう」ため、「『体力・運動能力調査』や『新体力テスト』が制度化されればされるほど、個人の体力や健康を測定し管理し始め」、「『体力の向上』が目指される限り、私たちの体力を『向上』させていかなけ

ればならないという思いにかられる」ことを指摘している(小坂, 2014)。

さらに、「現在の私たちの生活は、必ずしも高い体力や多くの運動量を必要とするものではない」にもかかわらず、『体力(向上/低下問題)』は、国家的なスポーツ政策の一つとして重要視され、『体力が低下している/していない』という問いがたたない点に『体力は低下している』『体力の低下は重要な問題だ』という覆しがたい前提がみえかくれする」ことを指摘し、その時どきの子どもの体力・運動能力をあらわす一つの指標として、現在の子どもたちの体力・運動能力を1980年代の水準に引き戻すことを目指すのではなく、個々の子どもたちの体力・運動能力の変化に着目させ、「いまもっている力」で楽しめる運動やスポーツを見つけ、それらの活動に自主的・自発的に取り組み、いまもっている力の質を高めていく方向の在り方を提起している(小坂, 2014)。

このように、体力・運動能力調査の数値をもとに評価を行うと、その数値が独り歩きしてしまう恐れがある。特に、自発的に体を動かす楽しさや心地よさを体感することが重要である幼児期において、決して楽しい活動とはいえ体力・運動能力テストを行い、さらにはそこでの結果をもとに子どもたちの体力・運動能力を評価することは、運動することの楽しさや心地よさを体感させることと相反していると思われる。そして、体力・運動能力調査の数値に一喜一憂するのではなく、幼児にとっての体力や運動能力とは何なのか、またそれらをどのようにとらえる必要があるのか、今一度再検討する必要があると考えられる。

5. おわりに

本稿では、戦後の幼稚園教育要領における「運動」の位置づけを、領域「健康」の内容を中心にその歴史の変遷をたどることで、子どもの体力・運動能力についての現代的課題を明らかにするために検討を行った。

戦後直後の保育要領や1956年に制定された幼稚園教育要領や1964年の第一次改訂では、運動遊びの具体的な活動を提示することで実践における分かりやすさがある半面、小学校体育との接続性から具体的な運動遊びを行うことが強制ととらえられる恐れもあるものであった。1989年の第二次改訂以降、「運動」の内容は具体的な活動で示されること

はなくなり、抽象的な表現で「運動」の内容が示されるようになった。また、「ねらい」や「内容」についても、基本的に従前のものを踏襲して文言の追加や修正は最低限にとどめている一方で、「内容の取扱い」において改訂ごとに「内容」を補完するように項目や条文の追加がなされていた。「内容の取扱い」において、「体を動かすことの楽しさを味わう」(1989年)、「様々な遊び」(1998年)、「十分に体を動かす」(2008年)、「多様な動きを経験する」(2017年)といった文言が追加されていっていることから、子どもの運動遊びを通して活動する中で、体力や運動能力の向上の意図が目論見られた。特に、2017年の第五次改訂において、「多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること」と示されたことで、子どもの運動遊びの活動を経験させることよりも、その活動を通して身体の調整力を養うことを結果として求められるようになったと考えられる。

体力・運動能力調査による数値は、他者や年代との比較がしやすく、しかも誰にでも分かりやすいものとして、多くの人に納得して受け入れられやすい性質を有するものである。しかしながら、その体力・運動能力調査で想定する項目や評価基準などを厳密に考慮して検討していかなければ、今を生きる子どもたちにとって「運動」を行う本質的な意味や意義を理解できないものになりかねないのではないだろうか。

注

- 1) 総務省統計局(2017)平成28年度体力・運動能力調査 23. テスト項目の年次推移 (<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001095718&cycod=0>) (参照日:2017年11月25日)のデータをもとに、筆者が作成した。1964年からのデータが揃っている11歳児(男子・女子)の「握力」「50m走」「ソフトボール投げ」「反復横跳び」の経年変化を示した。
- 2) ここでは、幼児期における身体活動の現状と問題点を、(1)多様な動きを含む遊びの経験が少なくなっている(活発に体を動かす遊びが減っている、体の操作が未熟な幼児が増えている、自発的な運動の機会が減っている)、(2)体を動かして遊ぶ時間や環境が少なくなっている(体を動かす機会が減っている)といったことをあげ、幼児期における運動の意義として以下の5つを

掲げている（日本発達発育学会，2014）。

- ①体力・運動能力の向上…運動を調整する能力の獲得に最適な時期
- ②健康な体の育成…生涯にわたる健康的で活動的な生活習慣の形成
- ③意欲的な心の形成…遊びから育まれる意欲的に取り組む態度の育成
- ④社会的適応力の発達…コミュニケーションをとりながら協調性や社会性を養う
- ⑤認知的能力の発達…脳の運動制御機能や知的機能の発達の促進

そして、指針の骨子として「幼児は様々な遊びを中心に、毎日、合計60分以上、楽しく体を動かすことが大切」であるとし、以下の3点を指針のポイントとして掲げた。

- ①多様な動きが経験できるように様々な遊びを取り入れること
 - ②楽しく体を動かす時間を確保すること
 - ③発達の特性に応じた遊びを提供すること
- 3) 領域「健康」の内容に関する変遷については、杉原ほか（2001）、清水（2017）などの論考がみられる。
- 4) 民秋（2017）の論に依拠し、本稿では1964年の幼稚園教育要領の改訂を第一次改訂、1989年の改訂を第二次改訂、1998年を第三次改訂、2008年を第四次改訂、2017年を第五次改訂と位置づけた。
- 5) 文部科学省中央教育審議会（2016a）の資料を参考に、筆者が作成した。
- 6) 小学校では、1977年改訂の学習指導要領の体育の目標において、「適切な運動の経験を通して運動に親しませるとともに、身近な生活における健康・安全について理解させ、健康の増進及び体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる」と提示され、これ以降「楽しい体育」が標榜されるようになっていた。

引用・参考文献

早瀬眞喜子（2017）保育所保育指針・幼稚園教育要領の変遷について。保育問題研究，286：49-65。

小坂美保（2014）「体力」の語られ方に関する研究—日本における体育・スポーツ振興政策を手がかりに—。SSFスポーツ政策研究，3(1)：28-37。

文部省（1948）保育要領—幼児教育の手引き—。

文部省（1956）幼稚園教育要領。

文部省（1964）幼稚園教育要領。

文部省（1977）小学校学習指導要領。

文部省（1989）幼稚園教育要領。

文部省（1998）幼稚園教育要領。

文部科学省（2008）幼稚園教育要領。

文部科学省（2011）体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究報告書。

文部科学省（2017）幼稚園教育要領。

文部科学省（2017）小学校学習指導要領解説体育編。

文部科学省中央教育審議会（2016a）初等中等教育分科会教育課程部会幼児教育部会（第5回）配布資料3 総則等の構成に関する資料。

文部科学省中央教育審議会（2016b）初等中等教育分科会教育課程部会幼児教育部会（第5回）配布資料4 各領域の内容等に関する資料。

文部科学省中央教育審議会（2016c）幼稚園、小学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）。

文部科学省幼児期運動指針策定委員会（2012）幼児期運動指針ガイドブック。

日本発達発育学会編（2014）幼児期運動指針実践ガイド。杏林書院。

民秋言編集代表（2017）幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷。萌文書林。

清水将之（2017）幼稚園教育要領における領域「健康」の変遷—保育要領と幼稚園教育要領を俯瞰して—。淑徳大学短期大学部紀要，56：81-97。

杉原隆・近藤光夫・吉田伊都美・森司朗（2007）1960年代から2000年代に至る幼児の運動能力発達の時代変化。体育の科学，57(1)：69-73。

杉原隆・柴崎正行・河邊貴子編著（2001）新・保育講座⑦保育内容「健康」。ミネルヴァ書房。